

交流センター施設整備計画

平成31年2月改定版

雲南市

(政策企画部地域振興課)

1. 策定の目的

平成 16 年 11 月に雲南市が発足して以来、住民発意により地域自主組織が順次設立された。平成 22 年度にはその活動拠点として従来の公民館を交流センターに変え、生涯学習だけでなく幅広い市民活動の拠点として利用されている。公民館から交流センターに移行して 3 年目を迎えた平成 24 年度において移行結果を検証したところ、生涯学習機能はほとんどの地域で順調に推移しており、むしろ以前より活発かつ充実してきた地域が多くなり、加えて地域福祉、地域づくりなど幅広い市民活動の拠点として有効に使われていることが判明した。これは、交流センターの設置により地域自主組織の活動がより活発になり、地域自主組織の活動拠点としての機能が有効に機能していることを表しており、活動拠点の存在がいかに重要であるかを示しているとも言える。

地域自主組織は、雲南市まちづくり基本条例で基本理念とする“協働のまちづくり”を進める上で欠かせない住民自治の中核を担うものであり、その活動拠点である交流センターは今後も必要不可欠な施設である。

こうした中、30 の交流センターのうち、平成 30 年 4 月 1 日末現在で竣工後 30 年以上経過した施設は約半数の 16 施設にのぼっており、最も古い施設では 50 年が経過している。今後も交流センターを地域自主組織の活動拠点として機能させていくためには、計画的な整備が必要であり、このため、今後の交流センターの整備基準や整備方針等を明らかにし、市民が主役のまちづくりをより一層進展させていくため、本計画を策定する。

2. 改定の内容

今回の改正内容は、次の 4 点である。

- (1) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の調査結果、雲南市防災ハザードマップの浸水想定区域の反映

平成 29 年度末で市内全域の調査が完了したことから、その結果を反映。

- (2) 新たに「その他機能」を追加

基本的機能に加え、その他の機能を追加することができるようにしたもの。

- (3) 判断基準の補正点数に著しく狭い場合を追加

- (4) 時点修正

- ①新市交流センターの移転（平成 29 年度～）を反映
- ②掛合交流センターの移転新築（平成 30 年度～）を反映
- ③春殖交流センターの平成 30 年度改築竣工予定を反映
- ④その他経過年数等を時点修正

3. 計画の性質

(1) 実施時期

本計画は、交流センターが施設として存在する限り必要なものであり、毎年度ローリング方式により見直す雲南市実施計画に反映し、実施するものとする。

なお、概ね5年ごとに本計画内容は見直す。

(2) 対象施設

本計画の対象とする施設は、交流センターとする。

※交流センターは、1つの地域自主組織につき1つを原則としている。※地域自主組織の組織再編により、新たに交流センターの設置が必要になった際も本計画の基準に則り整備していくものとする。

4. 施設の現況

※レッド：土砂災害特別警戒区域

※イエロー：土砂災害警戒区域

H31.1.31 現在

NO	交流C	指定管理上の施設名	構造	竣工年月日	経過年数	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	人口当たり延床面積 (㎡/人) ※1	レッド▲ イエロー△ 浸水区域□	導入補助事業名等
1	大東	大東地域交流センター	鉄骨平屋	H19.3.26	11	1,076.6	4,640.0	0.300	-	まちづくり交付金事業
2	春殖	同左	鉄骨2階	S48.3.31	45	602.4	2,843.9	0.280	□	公立社会教育施設整備事業 ※H30まで使用
		同左	鉄骨1階	H31.1.31	-	610.0	4,747.0			※H30.1建設・竣工予定
3	幡屋	同左	RC2階	S43.6.30	50	595.2	2,427.6	0.405	-	公立社会教育施設整備事業
4	佐世	大東農業構造改善センター	鉄骨平屋	S51.3.20	42	470.8	3,580.0	0.292	-	第二次農業構造改善事業
5	阿用	同左	鉄骨平屋	S49.11.28	43	391.0	2,132.7	0.342	-	公立社会教育施設整備事業
6	久野	久野生活改善センター	鉄骨2階	S49.11.15	43	461.4	1,551.0	0.854	-	振興山村農林漁業特別開発事業
7	海潮	海潮基幹集落センター	RC一部2階	S55.6.30	38	608.1	1,260.7	0.383	△	山村地域農林漁業特別対策事業山村開発拠点施設整備事業
8	塩田	同左	鉄骨平屋	S57.12.15	35	338.0	1,270.0	2.467	▲	公立社会教育施設整備事業
9	加茂	なかよしホール	鉄骨平屋	H10.3.22	20	523.6	1,692.0	0.090	□	起債事業（ふるさとづくり事業債）
10	八日市	八日市地域福祉サブセンター	木造2階	H12.3.30	18	477.8	1,130.6	0.546	-	起債事業（過疎債）
11	三新塔	三新塔地域福祉サブセンター	鉄骨2階	H12.9.25	17	479.5	678.1	0.482	△□	起債事業（過疎債）
12	新市	木次健康福祉センター	鉄骨2階	H16.3.16	14	643.0	2,554.6	2.141	△	（県）住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金（H28事業で機器移設・設置、事務室修繕により移転整備（H29.4.1～））
13	下熊谷	木次就業改善センター	RC2階	S56.3.25	37	341.3	2,176.5	0.645	□	農村工業導入特別対策事業
		下熊谷地域福祉サブセンター	RC平屋	H14.9.24	15	390.8				起債事業（過疎債）
14	斐伊	同左	鉄骨平屋	S54.3.6	39	500.1	2,027.8	0.849	□	農山漁村高齢者生きがい発揮促進事業
		斐伊高齢者活動促進施設	鉄骨平屋	H10.3.21	20	350.0				
15	日登	木次農村環境改善メインセンター	RC2階	S56.6.24	37	1,339.9	7,256.6	0.906	△	農村総合整備モデル事業（県）住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金（H27屋根修繕、集会所改修による長寿命化、機能改善）
16	西日登	同左	鉄骨平屋	H17.3.11	13	479.2	1,822.0	0.740	-	市単独事業
		西日登高齢者活動促進施設	鉄骨平屋	H11.3.20	19	290.7			-	農山漁村高齢者生きがい発揮促進事業
17	温泉	木次農村環境改善サブセンター	RC平屋	S61.6.30	32	543.1	1,450.1	1.246	△	農村総合整備モデル事業
18	三刀屋	三刀屋農村環境改善メインセンター	鉄骨2階	H20.10.1	9	1,636.7	5,457.0	0.665	□	起債事業（合併特例債）
19	一宮	三刀屋転作研修センター	鉄骨平屋	S55.3.1	38	465.4	751.9	0.243	△	転作促進研修施設整備事業
20	飯石	雲見の里文化伝承館	木造平屋	H13.12.27	16	390.0	1,692.0	0.523	-	中山間地域総合整備事業
21	鍋山	三刀屋農村環境改善サブセンター	RC平屋	S60.9.1	32	382.2	1,595.0	0.285	△	農村総合整備モデル事業

NO	交流C	指定管理上の施設名	構造	竣工年月日	経過年数	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	人口当たり延床面積(m ² /人)	レッド▲イエロー△浸水区域□	導入補助事業名等
22	中野	同 左	RC 平屋	S60.12.1	32	347.6	1,965.1	0.718	△	国庫補助(公立文教)・起債(簡易保険積立金還元融資)事業(H28.1.27改修) (県)住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金(H27 調理室、シャワー室、多目的トイレ等改修により移転整備)
23	吉田	吉田農村環境改善センター	RC 2 階	S60.9.17	32	1,062.1	4,052.0	1.123	△	農村総合整備モデル事業
24	民谷	同 左	木造平屋	S29.7.22	64	579.0	2,423.0	3.348	▲	
25	田井	吉田ふるさとセンター	鉄骨平屋	H10.6.1	20	700.4	2,223.0	1.201	-	起債事業(過疎債)
26	掛合	同 左	鉄骨平屋	H30.3.26	0	842.5	2,826.0	0.592	-	地方創生拠点整備交付金事業
27	多根	同 左	鉄骨平屋	H25.3.21	5	448.0	1,314.0	1.011	△	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業
28	松笠	同 左	木造平屋	H26.2.27	4	444.0	1,255.0	1.379	-	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業/地域経済活性化・雇用創出臨時交付金事業
29	波多	同 左	RC 2 階	H5.3.8	25	1,702.5	3,836.0	5.564	△	小学校建設補助事業
30	入間	同 左	木造一部2階	H22.11.30	7	836.3	2,080.0	3.668	△	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業/経済対策臨時交付金

※1 「人口当たり延床面積(m²/人)」は平成30年10月末の人口により算出。30地区の平均は0.582。

5. 交流センターに必要な機能

～交流センターはどんな施設であるべきか～

交流センターは地域自主組織の活動拠点として幅広い市民活動の拠点であることを鑑み、あるべき交流センターの施設としての機能を次のとおりとする。

交流センターに必要な機能

<基本機能>

- ① 地域自主組織の活動拠点としての機能を発揮できること。(活動拠点機能)
- ② 地域住民が寄りやすい場所であること。(立地環境)
- ③ 地域住民(子ども～高齢者)が集える施設であること。(交流機能)
- ④ 地域の防災拠点としての機能が発揮できること。(地域防災拠点機能)

<付加機能>

- ⑤ 地域特性を活かすことができること。(地域特性機能)

【解説】

① 地域自主組織の活動拠点としての機能を発揮できること。(活動拠点機能)

交流センターは、地域自主組織の活動拠点であるため、当然ながらその機能が発揮できるものでなければならない。

そのためには、地域自主組織の事務が円滑にできる一定規模の事務室が確保できる必要があり、また、地域の創意工夫による幅広い市民活動が可能な施設である必要がある。

② 地域住民が寄りやすい場所であること。(立地環境)

交流センターは、当該地域の住民活動の拠点となるため、地域住民が寄りやすく、集まりやすい立地環境にある必要がある。

したがって、当該地域の中心地に立地することが望ましい。なお、この場合における中心地とは、必ずしも距離的な中心地である必要はなく、小学校や郵便局といった公共・公共的施設や商店が集積しているような場所で、交通の利便性も優れている場所が理想的である。

③ 地域住民(子ども～高齢者)が集える施設であること。(交流機能)

交流センターは、地域住民が集い、交流可能な施設である必要があり、子どもから高齢者まで地域住民の誰もが集える施設でなければならない。

そのためには、高齢化の進行に対応した施設(バリアフリー、福祉トイレなど)

である必要があり、立地環境にもよるができるだけ平屋建てが望ましく、複層階にせざるを得ない場合は集会室をできるだけ1階に配置するほうが望ましい。

④ 地域の防災拠点としての機能が発揮できること。(地域防災拠点機能)

市民の安心安全を確保することは最も重要かつ必要な責務の一つであり、地域防災機能を発揮していくことは極めて重要である。各地域では、既に自主防災に取り組み、あるいは取り組みつつある地域が増えつつあり、地域住民の安心安全を確保していくために交流センターが地域の防災拠点としての機能が発揮できるようにしていく必要がある。

このため、耐震、耐水害といった公共施設として求められる基本的機能に加え、地域防災として必要になる避難所機能(調理室、シャワー等)などが発揮できるものにしていく必要がある。なお、避難所機能については、近隣公共施設の配置状況も踏まえて判断していく必要がある。

<土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域>

土砂災害防止法が平成13年に施行され、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域(通称「イエローゾーン」)、建物が破壊され人命に大きな被害が生ずるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域(通称「レッドゾーン」)として指定されることになった。雲南市では平成29年度に市内全域の調査が終了し、平成20年度にはイエローゾーンが指定され、その後現地調査によりレッドゾーンが公表された。

イエローゾーンでは、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備などのソフト対策が必要で、さらにレッドゾーンでは建築基準法に基づく建築物の構造規制や特定開発行為の制限、土砂災害の危険が高まっているかどうかなどの状況によっては建築物の移転勧告を図るなどの規制措置がなされることになっている。

<浸水想定区域>

雲南市防災ハザードマップにおいて、国土交通省ならびに島根県で作成されたものを引用して、河川が増水・氾濫した場合に想定される浸水の範囲とその深さが示されている区域。

◆想定している大雨の規模

斐伊川及び三刀屋川：概ね150年に1回程度起こる大雨

赤川：概ね100年に1回程度起こる大雨

久野川：概ね30年に1回程度起こる大雨

地域の防災拠点としての機能を発揮するためには、この区域の状況を考慮し、区域内に該当する場合には移転や安全対策等必要な措置を講じていく必要がある。

⑤ 地域特性を活かすことができること。(地域特性機能)

地域固有の歴史や文化などの地域特性は非常に大切であり、地域に誇りや愛着をもって活動し、暮らしていくための重要な要素である。

こうしたことから、中長期的に地域活動にとって必要と認められる場合は地域特性を活かせる機能を付加できるようにしておく必要がある。

6. 交流センターの基本的整備方針

～どのような整備をするのか～

前述の必要な機能に基づき、交流センターを整備するにあたり、基本的整備方針を次のとおりとする。

- ① 施設の安全性、交流センターとしての機能が低い施設は、改修または建て替えを検討する。
- ② 里山再生、定期的なメンテナンスコスト、整備のし易さ、地域密着の施設であること等を考慮し、建て替えは原則木造、改修についても内装の木質改装を検討する。^{※1}
- ③ 旧耐震基準で建築された建物（S56.6以前）については、耐震診断、それに伴う改修経費、現時点での経過年数等を鑑み、基本的には建て替えとし、安全性の確保から早期の整備を検討する。
- ④ レッドゾーンに立地している場合は、原則として移転を検討する。イエローゾーン、浸水想定区域内に立地している場合は、周辺の立地状況や既存の防災設備（擁壁、砂防ダム等）の状況などを考慮した上で、必要に応じて改築・移転を検討する。
- ⑤ 近隣公共施設との一体化が地域自主組織の強化につながると考えられる場合は、一体化を視野に施設整備を検討する。
- ⑥ 一定の安全性、機能性が担保できる施設については定期的なメンテナンスを計画的に行い、長寿命化を図る。
- ⑦ 基本機能に加え、地域計画に定めるなどし、中長期的に地域活動にとって必要と認められる機能は、当該地域自主組織との協議により、必要な機能を追加することができる。

なお、木造化にあたっては、その地域産材、もしくは雲南市産材の利用を優先するとともに、伐採、建築、植樹、育樹といった一連の循環型サイクルを教育面でも活用するよう努めるものとする。

※1) 雲南市木材の利用促進に関する基本方針（平成25年3月29日施行）による。

7. 判断基準

～整備の判断基準は何か～

交流センターの施設整備の優先度は、交流センターの必要機能に基づき、次の判断基準に基づいて判断するものとする。

なお、ここで示す判断基準については施設を比較する際に用いる基準であり、実際の整備においては、地域の実情等様々な状況を鑑みながら整備を行う。

- ①地域自主組織の活動拠点としての機能を発揮できること。
⇒【指標】 事務室面積（標準面積を 40 m²と想定）、
施設に対する満足度（H23 アンケート等）
- ②地域住民が寄りやすい場所であること。
⇒【指標】 H 2 9 利用件数、利用人数／人口
- ③地域住民（子ども～高齢者）が集える施設であること。
⇒【指標】 集会室の面積（標準面積を 150 m²と想定）、多目的トイレの有無、
2階建ての有無
- ④地域の防災拠点としての機能が発揮できること。
⇒【指標】 残耐用年数、耐震診断必要性の有無、
調理室面積（標準面積を 50 m²と想定）、風呂機能の有無

※標準面積の根拠は次のとおりである。

- ・事務室面積（40 m²）
1人あたり 5 m²とし、6人分の広さを想定。また、これに応接スペース 10 m²を加え、計 40 m²に設定。
- ・集会室面積（150 m²）
通常最も多くの収容を必要とする会議は総会だと思われる。それに最低限の避難収容等を鑑み、150人の収容規模を設定。（1 m²/人×150人）
- ・調理室（50 m²）
調理台 1台あたり 10 m²（作業スペース込）とし、調理台 5台分の広さを設定。（※調理台は 2100 mm×900 mmの規格を想定）

※耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表により、鉄筋コンクリート造（RC造）50年、鉄骨造38年、木造24年で設定。

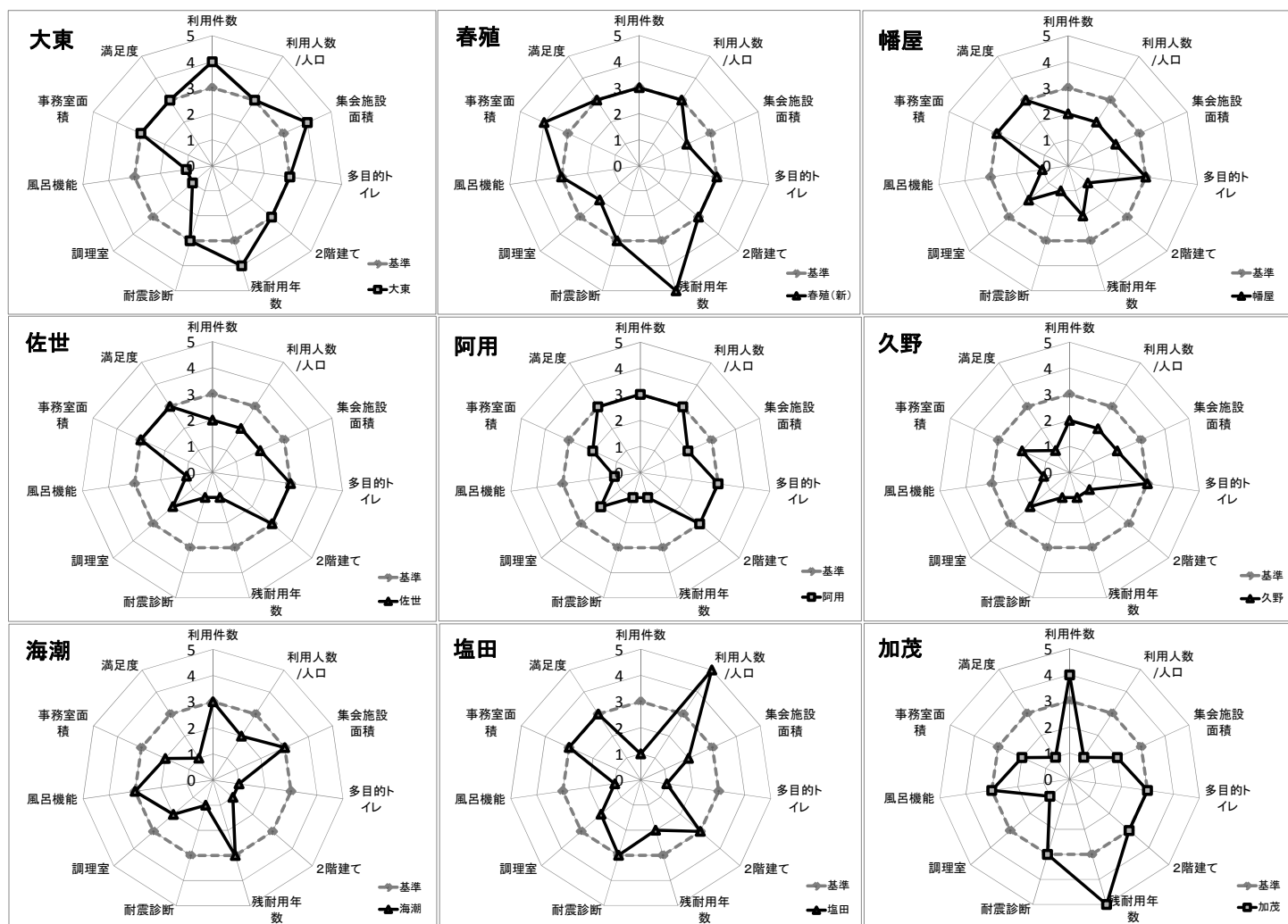
前述の指標を次の区分で点数化し、各施設を評価、レーダーチャート化した結果が次の図のとおりである。

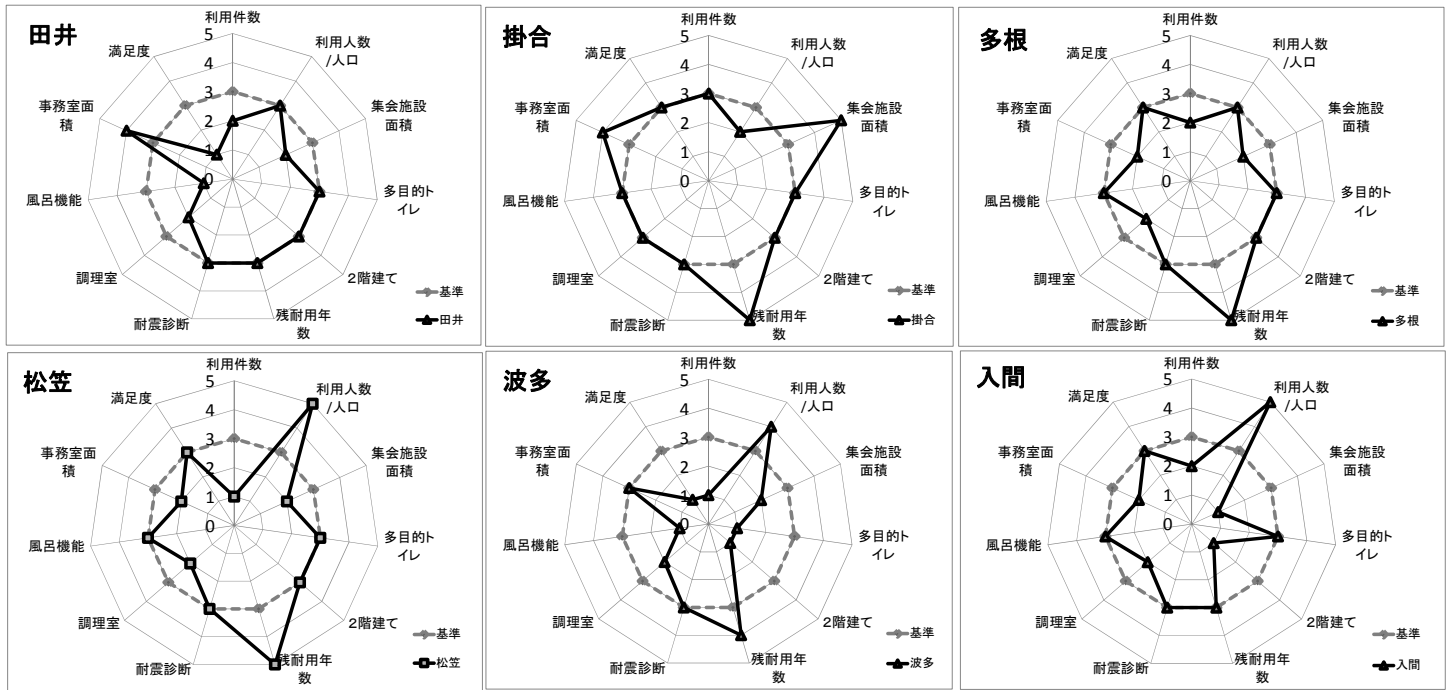
【点数表】

点指標	1	2	3	4	5
①事務室面積(対40㎡)	50%未満	50%以上、100%未満	100%以上、125%未満	125%以上、150%未満	150%以上
①施設満足度	不満(やや不満)		満足(やや満足)		
②利用件数	250件未満	250件以上、500件未満	500件以上、750件未満	750件以上、1000件未満	1000件以上
②利用人数/人口	2.5回未満	2.5回以上、7.5回未満	7.5回以上、12.5回未満	12.5回以上、15回未満	15回以上
③大集会室面積(対150㎡)	50%未満	50%以上、100%未満	100%以上、125%未満	125%以上、150%未満	150%以上
③多目的トイレ	無し		有り		
③2階建て	有り		無し		
④残耐用年数	0年未満	0年以上、10年未満	10年以上、20年未満	20年以上、30年未満	30年以上
④耐震診断必要性	有り		無し		
④調理室面積(対50㎡)	50%未満	50%以上、100%未満	100%以上、125%未満	125%以上、150%未満	150%以上
④風呂機能	無し		有り		

※指標番号は、前述判断基準の表内の各番号と一致するものである。

【施設別レーダーチャート】





各施設の合計点は次頁の表のとおりである。ただし、次の特に留意すべき事項については補正点数を加（減）算している。

- ①耐震診断必要施設であり、かつ2階建の場合・・・－2点
 (理由) 2階建ては1階建てより耐震性が懸念される。
対象施設：幡屋、久野、海潮、下熊谷、日登
- ②集会室が2階の場合・・・－1点
 (理由) 高齢化に伴い2階での会議は不便。
対象施設：幡屋、三新塔、吉田、入間
 ※新市及び日登は2階建だが集会室が1階にあり、三刀屋は集会室が2階だがエレベーター設置施設のため、これらは減算しない。
- ③集会室が2階であり、かつ和室の場合・・・－2点
 (理由) 高齢化に伴い椅子ではない和室での集会は不便。
対象施設：なし
- ④駐車スペースが少ない(近隣にもない)・・・－1点
 (理由) 集みにくい。
対象施設：久野、加茂
- ⑤人口が500人以下の場合・・・＋1点
 (理由) 集会室の面積規模は総会人数を想定しており、実態に合わせた補正が必要なため。
対象施設：塩田、温泉、民谷、多根、松笠、波多、入間
- ⑥著しく狭い(人口当たり交流C延床面積が0.10㎡/人以下)場合・・・－5点
 (理由) 施設の規模が人口に対し著しく小さく、活動が著しく制限される。
対象施設：加茂
- ⑦土砂災害(特別)警戒区域の指定状況・・・レッドゾーン－5点
 (理由) 区域内では建築物への土砂災害の危険性が高く、改築等においても構造規制や開発行為の制限がある。
対象施設：塩田、民谷

【合計点表】

交流C	合計点	交流C	合計点	交流C	合計点
久野	15	一宮	24	温泉	29
民谷	16	波多	24	新市	30
幡屋	19	八日市	25	西日登	30
海潮	20	日登	25	大東	32
加茂	22	吉田	25	中野	32
塩田	22	斐伊	26	多根	32
三新塔	22	飯石	26	松笠	33
下熊谷	22	田井	27	春殖	34
佐世	23	鍋山	28	三刀屋	35
阿用	24	入間	28	掛合	37

8. 施設別整備方針

前述の必要機能と基本的整備方針に則り、個別の施設についての整備方針を次のとおりとする。

ただし、今後、廃校・園などにより遊休化した公共施設を、地域自主組織の活動拠点として整備したほうが該当組織の機能強化が図られると判断された場合には、本計画の基本方針を前提とした上で、別途整備内容・時期等について検討する。

なお、実際の整備にあたっては、雲南市と当該地域の地域自主組織との協議、合意を前提とし、財政状況等を踏まえながら、雲南市実施計画等に基づき、順次、計画的に整備していくものとする。

NO	交流C	整備方針	指定避難所 災害適用性の判定		
			地震	水害	土砂災害
1	大東	建築後間もなく、施設の安全性は確保されている。また、調理室はないが、近隣の公共施設で代替可能であり、交流センターとしての一定の機能は確保されている。よって、 <u>現状維持</u> とする。ただし、今後計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。			
2	春殖	現在の施設は耐用年数を超え、集会室が2階で交流機能が低く、耐震診断も必要なため、平成30年度改築竣工予定。今後、定期的にメンテナンスを行うことにより <u>長寿命化</u> を図っていく。			
3	幡屋	建築後50年が経過しており、施設の安全性を確保する必要がある。また、集会室が2階にあり、交流機能が低いなど、交流センターとしての機能は十分でない。耐震診断を必要とすることから、 <u>建て替え</u> を検討する。			
4	佐世	耐用年数超過間近であり、施設の安全性を確保する必要がある。耐震診断を必要とすることから、 <u>建て替え</u> を検討する。			
5	阿用	建築後40年が経過し、耐用年数を迎え、施設の安全性を確保する必要がある。耐震診断を必要とすることから、 <u>建て替え</u> を検討する。			
6	久野	建築後40年が経過し、耐用年数を迎え、かつ耐震診断を要する施設であり、施設の安全性を確保する必要がある。また、幹線道路から外れており、立地的に集いやすいとは言いがたい。よって、 <u>近隣公共施設等の活用も含めた整備</u> を検討する。			
7	海潮	建築後35年以上が経過しており、安全性が高いとは言いがたい、また、設備の老朽化も著しい。耐震診断を必要とすることから、 <u>建て替え</u> を検討する。			
8	塩田	建築後35年が経過し、耐用年数まで10年未満となったが、新耐震基準の建物であり、活動拠点機能も確保されている。しかし、土砂災害特別警戒区域内に所在しているため、 <u>土砂災害防止対策を講じるか、もしくは移転及び建て替え</u> を検討する。			
9	加茂	かつて浸水被害が生じた場所であり、浸水想定区域内に所在することから、立地的に防災上の安全性が確保されているとは言いがたい。また、通常「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」が実施されており、利用できる部屋に限られるなど交流センターとしての機能は十分でない。よって、立地的に集いやすく、また、交流センターとしての機能と防災機能が発揮できるよう、 <u>近隣公共施設の活用も含めた整備</u> を検討する。			
10	八日市	建築後約10年で、施設の安全性は確保されている。また、集会室、駐車場が狭いなど一部改善の余地はあるが、その他交流センターとしての一定の機能は確保されている。よって、 <u>現状維持</u> とするが、木造であり、耐用年数が短い、今後計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。	○	○	△
11	三新塔	建築後10年で、施設の安全性は確保されている。ただし、集会室が2階にあり、また、事務室も狭いなど、交流センターとしての機能は十分でない。よって、 <u>長寿命化</u> の対策に併せ、 <u>交流センター機能強化のための改修</u> を検討する。	○	△	△

NO	交流C	整備方針	指定避難所 災害適用性の判定		
			地震	水害	土砂災害
12	新市	平成29年度から木次健康福祉センターの2階に移転し、集会室や調理室などが木次総合センターとの共用となつてはいるが、交流センターとして一定の機能は確保されている。よつて、現状維持とし、木次総合センターとの共用部分(1階)も一体的に捉えて活用していくとともに、計画的にメンテナンスを行うことにより、長寿命化を図っていく。	○	○	△
13	下熊谷	就業改善センター部分(正面左)については、建築後35年以上が経過しており、浸水想定区域内に所在することから安全性が確保されているとは言い難い。耐震診断を必要とすることから、建て替えを検討する。また、併設する福祉サブセンター(正面右)も一体的に捉え、低くなつてゐる活動拠点機能、防災拠点機能などの交流センター機能強化のための改修を、就業改善センター部分の建て替えに併せて検討する。	○	△	○
14	斐伊	高齢者活動促進施設を除く部分(正面右)については、建築後35年以上が経過しており、安全性が確保されているとは言い難い。耐震診断を必要とすることから、建て替えを検討する。また、高齢者活動促進施設部分(正面左)も一体的に捉え、計画的にメンテナンスを行うことにより、長寿命化を図っていく。	△		○
15	日登	建築後35年以上が経過しており、安全性が確保されているとは言い難い。耐震診断を必要とすることから、建て替えを検討する。	△	○	△
16	西日登	高齢者活動促進施設及びそれを除く部分のいずれも建築後約20年以内で、施設の安全性は確保されている。また、調理室が狭いなど一部改善の余地はあるが、その他交流センターとしての一定の機能は確保されている。よつて、現状維持とし、今後計画的にメンテナンスを行うことにより、長寿命化を図っていく。	○	○	○
17	温泉	建築後30年が経過しているが、耐用年数まで期間があり、一定の安全性は確保されている。また、風呂機能がないなど一部改善の余地はあるが、その他交流センターとしての一定の機能は確保されている。よつて、現状維持とし、今後計画的にメンテナンスを行うことにより長寿命化を図っていく。	○	○	△
18	三刀屋	建築後間もなく、施設の安全性は確保されている。集会室は2階だが、エレベーターが設置されており、交流センターとしての一定の機能は確保されている。よつて、現状維持とする。ただし、今後計画的にメンテナンスを行うことにより、長寿命化を図っていく。	○	△	○
19	一宮	建築後35年以上が経過しており、安全性が確保されているとは言い難い。また、事務室が狭く、活動拠点機能が低く、交流センターとしての機能は十分でない。また、土砂災害特別警戒区域に近接し、かつ擁壁などもなく防災拠点機能に改善の余地があり、耐震診断も必要とすることから、移転及び建て替えを検討する。	△	○	△
20	飯石	建築後約15年で、施設の安全性は確保されている。ただし、事務室が狭く、活動拠点機能が低いなど、交流センターとしての機能は十分でない。また、指定避難所にもなつてゐる旧飯石小学校の有効活用の観点にも留意する必要がある。よつて、近隣公共施設への移転、もしくは長寿命化対策に併せた交流センター機能強化のための改修を検討する。	○	○	△
21	鍋山	建築後30年以上が経過しているが、耐用年数まで期間があり、一定の安全性は確保されている。ただし、事務室が狭く、活動拠点機能が低いなど交流センターとしての機能は十分でない。よつて、長寿命化の対策に併せ、交流センター機能強化のための改修を検討する。	○	○	△
22	中野	地域からの旧中野幼稚園への移転要望に基づき旧中野幼稚園を改修し平成28年度から移転した。建築後30年以上が経過しているが、施設改修により交流センターとしての機能は改善され、一定の機能は確保されている。よつて現状維持とし、計画的にメンテナンスを行うことにより、長寿命化を図っていく。	○	○	△
23	吉田	建築後30年以上が経過しているが、耐用年数まで期間があり、一定の安全性は確保されている。ただし、集会室が2階にあり、交流機能が低いなど交流センターとしての機能は十分でない。よつて、立地的に集いやすく、また、交流センターとしての機能が発揮できるよう、近隣公共施設等の活用も含めた整備を検討する。	○	○	△
24	民谷	建築後60年以上が経過しており、耐震性もなく、施設の安全性が確保できてゐない。旧分校としての木造施設に対する内外の愛着度、評価は非常に高いが、土砂災害特別警戒区域内に所在し、浸水の危険性もあるため、近隣の安全な場所への移転及び建て替えを検討する。			

NO	交流C	整備方針	指定避難所 災害適用性の判定		
			地震	水害	土砂 災害
25	田井	建築後約 20 年で、一定の安全性は確保されている。また、風呂機能がないなど一部改善の余地はあるが、その他交流センターとしての一定の機能は確保されている。よって、 <u>現状維持</u> とし、今後計画的にメンテナンスを行うことにより <u>長寿命化</u> を図っていく。	○	○	○
26	掛合	<u>平成 29 年度に移転新築した。</u> 今後、定期的にメンテナンスを行うことにより <u>長寿命化</u> を図っていく。			
27	多根	<u>平成 24 年度に改築した。</u> 今後、定期的にメンテナンスを行うことにより <u>長寿命化</u> を図っていく。	○	○	△
28	松笠	<u>平成 25 年度に改築した。</u> 今後、定期的にメンテナンスを行うことにより <u>長寿命化</u> を図っていく。	○	○	○
29	波多	建築後約 25 年が経過しているが、耐用年数まで期間があり、一定の安全性は確保されている。ただし、元小学校施設を転用しており、設備が児童用で不便であることから、 <u>長寿命化の対策に併せ、交流センター機能強化のための設備等の改修を検討する。また、進入路の導線確保による拠点機能の強化を検討する。</u>	○	○	△
30	入間	施設の安全性は確保されており、集会室が2階にあるなど一部改善の余地はあるが、その他交流センターとしての一定の機能は確保されている。よって、 <u>現状維持</u> とし、今後計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。	○	○	△

※長寿命化とは、外壁改修、屋上防水改修、給排水管更新等、各施設の状況に応じて劣化防止、耐久性の向上を目的とした改善のことを言う。

※指定避難所の災害適用性の判定については次の状態を指す。

- ・「○」：適用性あり 「△」：開設時安全性要確認
- ・新市については木次総合センターの状況を記載。

※指定避難所とは、被害を受けた市民や被害を受けるおそれのある市民が避難する場所で、安全性が確保され、かつ避難者を一時収容・保護し、一定期間生活することを想定して雲南市地域防災計画で指定した施設を言う。

(参考)

策定経過年表

経過	時期	改定内容
策定	平成25年2月	施設別整備方針を掲載
第1回改定	平成27年2月	時点修正 ① 竣工施設追加 …多根、松笠 ② 民谷を新規追加 ③ 中野の旧幼稚園への移転を計上
第2回改定	平成31年2月	・交流センターに必要な機能に付加機能として、「地域特性を活かすことができること（地域特性機能）」を追加。 ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等の調査結果を反映。 ・時点修正 ① 中野のH28年度移転を反映 ② 新市のH29年度移転を反映 ③ 掛合のH30年度移転新築を反映 ④ 春殖のH30年度改築施工（予定）を反映 ⑤その他施設の時点及び状況の変化に伴う変更を反映